

マネージメント・レター 244

年末調整と平成21年分所得税の改正

平成21年分の年末調整については、とくに基本的事項に関する改正はありませんが、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度が創設されたことに伴い、給与所得の源泉徴収票の摘要欄について、居住年ごとの「居住開始年月日」「住宅借入金等特別控除可能額の金額」等の記載に関する所要の整備が行われました。

年末調整の際に住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた者について、その適用を受けた家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供した年月日を、源泉徴収票の適用欄に記載します。なお、住宅借入金等特別税額控除額が算出税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載して下さい。

平成21年分所得税の主な改正事項は次のとおりです。

住宅借入金等特別税額控除の改正（措法41）

適用期限が5年延長されました。平成21年中に居住用家屋の新築、新築住宅の取得若しくは既存住宅の取得又は増改築等をした場合には、年末借入金残高のうち5000万円（居住年で異なります）を限度としてその1%を10年間控除できます。また、対象となる増改築等について省エネ改修工事等が追加されました。

住宅特定改修特別税額控除の創設（措法41の19の3）

既存住宅について特定の改修工事（一定のバリアフリー改修工事及び一定の省エネ改修工事）をした場合、工事に要した費用の額（200万円又は一般断熱改修工事等は300万円を限度）の10%に相当する金額を控除することとされました。



特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の改正（措法41の3の2）

適用期限が5年延長されました。対象となる断熱改修工事等について、その要件が緩和され対象工事等の範囲が拡大されました。

政治活動に関する寄付をした場合の寄付金控除の特例又は所得税額の特別控除（措法41の18）について、その適用期限が5年延長されました。

定額給付金については、所得税を課さないこととされました。（措法41の8）

平成21年分の所得税について、新たに住宅借入金等特別税額控除の適用がある方は確定申告を行うこととなります。詳細は担当者・担当税理士にご相談下さい。

 今月のひとくちメモ 

いよいよ年末調整の時期が近づいてまいりました。皆様のご家庭に生命保険料等の控除証明書が郵送されている頃ではないかと思えます。年末は何かと忙しい時期ですので、今から少しずつ必要な資料等を揃えておくことをお勧めいたします。